

群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領

第1 総 則

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。）附則第2条第1項の規定に基づき県が貸し付けた貸付金に係る債権管理事務の迅速化、適正化を図るため、農業改良資金貸付金債権の保全及び回収に関する事務については、民法（明治29年法律第89号）、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）、民事保全法（平成元年法律第91号。以下「保全法」という。）、民事執行法（昭和54年法律第4号。以下「執行法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地自令」という。）、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。）、群馬県農業改良資金償還事務取扱要領（以下「償還事務要領」という。）、農業改良資金事務委託契約に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 延滞が発生した場合の対応

県主務課は、約定償還日に借受者から償還がなく延滞が発生した場合は、農協等の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、次により債権の保全及び回収を行うものとする。

1 延滞者一覧表等の作成及び電話調査

農協に対して、約定償還日後10日以内に「農業改良資金遅延入金者および延滞者一覧表」（様式第1号）を県主務課に提出することを依頼するとともに、支払遅延の理由について借受者に対する電話調査を依頼する。

2 調査の項目

(1) 経営状況

- ア 農業を継続しているか。
- イ 生産及び販売の不振等による資金繰りの悪化等によって営農負債が経営を圧迫していないか。
- ウ 経営破綻又は倒産状態となっていないか。
- エ 災害等による被害はないか。

(2) 生活状況

- ア 特に困窮した状況が見受けられるか。
- イ 現地及び居住地の様子に異常はないか。
- ウ その他

(3) (1)及び(2)以外の特別な事情がないか。

(4) 原因の把握に当たっては、借受者との信頼関係を損なうことのないよう注意するとともに違約金について説明するものとする。

3 約定償還日後20日以内の督促状送付及び延滞債権管理簿の整備

1の一覧表の提出を受けたときは、財務規則第234条に基づき、約定償還日後20

日以内に借受者に対し納期限を指定した「督促状」を送付するとともに、延滞債権の適正な管理のために、「延滞債権管理簿」（様式第2号）を整備するものとする。

4 面談による事情聴取

3の督促の指定期限を経過してなお償還又は償還の約束がないときは、次により借受者に面談し、事情聴取を行うものとする。

(1) 聴取すべき事項については次のとおりとする。

- ア 延滞している原因（どうして延滞するようになったか、事業・生計・家族等に变化があったのか、延滞原因の解消の見込みはあるか等）
- イ 償還意思の確認（今後の償還についてどう考えているか等）
- ウ 償還能力の確認
 - a 他の債務の状況（税金の納付状況、公共料金の納付状況、その他の債務（債務者本人のもの他間接的に本人に影響のあるものを含む。）の状況等）
 - b 資産の状況
 - c 担保の状況
 - d 保証人の状況
 - e その他必要な事項（住所、職業、連絡先等の変化の有無）

(2) 面談による事情聴取によっても借受者の負債の状況を十分把握できない場合や、借受者本人からの情報を補足・確認する必要がある場合は、不動産登記簿等の調査や親族等の関係者（連帯保証人も含む。）から事情聴取を行うものとする。

(3) その際に、経営を立て直すために技術、経営等の指導が必要と判断した場合は、聴取した内容に基づき、次の項目について延滞解消のための対応策を検討し、借受者に対して指導を行うものとする。

- ア 農業事務所（農業指導センター）、農協等による技術、経営等の指導をうけることにより、経営再建が可能か。
- イ 負債整理資金の借換等による経営再建は可能か。
- ウ 所得補填、労働力の補充その他具体的な所得対策は可能か。
- エ 災害復旧の見通しはどうか。

5 約定償還日3ヶ月後の督促状

借受者が約定償還日を3ヶ月経過してなお償還又は償還の約束がないときは、借受者に対し納期限を指定した「督促状」（様式第3号）を送付し、指定期限を経過してなお償還又は償還の約束がないときは、連帯保証人に対して「弁済請求を行う旨の予告」（様式第4号）を送付するものとする。

6 延滞債権管理簿への記録

3から5までの対応等について、「延滞債権管理簿」に記載し関係書類とともに整備するものとする。

7 行方不明等の場合の調査

借受者が行方不明もしくは死亡している場合は、次のとおり早期に市町村における調査、現地での近隣調査等の追跡調査を実施するものとする。

(1) 債務者の行方不明

- ア 住民票による調査（最後の住所地の住民票により転出先の確認を行うものとする。）

- イ 住民票の移転がない場合（親族等関係者への聴取、本籍、過去の戸籍（原戸籍・除籍）の調査を行うものとする。）
- ウ 公示送達（最後の住所地の簡易裁判所に督促状等の公示送達の申立てを行うものとする。）

（２）債務者の死亡

- ア 相続人全員の把握（債務者の除籍謄本により確認するものとする。）
 - a 単純承認の場合（債務の承継は法定相続分に従うことを原則する。）
 - b 限定承認の場合（家庭裁判所に提出される財産目録の閲覧及び選任された相続管理人に対する債権届出を行うものとする。）
 - c 相続放棄の場合（相続放棄をした者以外の相続人に請求するものとする。）
 - d 相続人の不存在（家庭裁判所による精算手続きへ参加するものとする。）

第３ ６ヶ月以上延滞になった場合の対応

県主務課は、第２により延滞の早期解消に努めるほか、６ヶ月を経過してなお償還又は償還の約束がない場合の延滞が長期化した借受者については、次により関係機関の協力を得て実地調査等を実施するものとする。

１ 約定償還日６ヶ月後の督促状

借受者が約定償還日を６ヶ月経過してなお償還又は償還の約束がないときは、借受者に対して再度「督促状」（様式第５号）を配達証明付内容証明郵便で送付するものとする。

２ 連帯保証人への請求

連帯保証人に対して「弁済請求書」（様式第６号）を配達証明付内容証明郵便で送付し、代位弁済を要求するものとする。

３ 検討会議の開催及び現況調査

（１）１の督促状の指定期限を経過してもなお延滞金が償還されないときは、関係者（借受者、連帯保証人、農協、農業事務所（農業指導センター）、県主務課）により検討会議を開催し、債権の回収に努めるものとする。

（２）現場を確認し、貸付対象の施設及び機械等が目的どおり使用されているか、他に譲渡、賃貸、転用又は売却されていないか、事業計画どおり営農しているか等を調査し、計画と相違している場合は、その原因を究明し、必要に応じて写真に撮り保存しておくものとする。

また、借受者の財務状況を把握するために、直前３年の確定申告書の写しを提出させるものとする。

４ 資産調査

債権回収の引き当てになる借受者及び連帯保証人の財産を次により調査する。

（１）農協・農業委員会に対する聞き取り調査

農協及び農業委員会により借受者及び連帯保証人の資産・負債の内容を概略的に把握するものとする。

（２）市町村、法務局での調査

市町村での「固定資産課税台帳」又は法務局での「登記簿謄本」及び「共同担保目録」

により資産の状況を把握するものとする。

5 調査結果等の取りまとめ

3から4の調査結果等は、「延滞債権管理簿」に記載し、関係書類とともに整備するものとする。

第4 延滞金償還計画の策定と債務の承認

県主務課は、第3の調査等の結果を踏まえて、経営再建が可能と認められる場合には、次により借受者に対して延滞金償還計画を提出させるものとする。

1 計画の策定指導

調査等の結果を踏まえて、関係機関の協力を得て借受者に対して延滞金償還計画の策定を指導するものとする。

なお、計画達成の可能性については、多角的かつ総合的に検討し、その妥当性を的確に判断するものとする。

2 延滞金償還計画書の提出

(1) 借受者から貸付金の延滞金償還計画書を提出させるものとする。

なお、延滞金償還計画書は、履行延期の特約(地自令第171条の6)の規定によるものではなく、借受者の自主的な償還の計画である。

延滞金償還計画書には連帯保証人の連署を得るものとする。

(2) 延滞分の償還金については、分割による償還、負債整理資金等の借換による償還、連帯保証人の代位弁済等による償還方法を検討した上、支払誓約書、念書等(以下「誓約書等」という。)を借受者及び連帯保証人に提出させ償還計画の実効性を確保するものとする。

(3) 今後期限が到来する償還金については、負債整理資金等の借換えによる繰上償還を行うか等を検討し、延滞金償還計画に反映させるものとする。

3 債務の承認

延滞となった貸付金及び違約金については、消滅時効の進行を中断するため、借受者及び連帯保証人に対して、計画書提出後速やかに債務の承認の文書を印鑑証明書とともに提出させる。

なお、債権保全上必要と判断した場合には、債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書を作成するものとする。

第5 一時償還の請求

県主務課は、次の基準に該当する場合で一時償還が必要と判断した場合は、次により請求するものとする。

1 一時償還決定の基準

(1) 借受者又は連帯保証人が、約定償還日を1年経過してなお分割償還を含め一度も償還(事業費減少に伴う繰上償還を除く。)を行わない場合

(2) 他の債権者等が法的措置を実行した場合

(3) 借受者又は連帯保証人が面談に応じない場合

(4) 借受者又は連帯保証人が誓約書等の提出を行わない場合

- (5) 借受者又は連帯保証人が誓約書等に基づく償還を履行しない場合
- (6) 借受者又は連帯保証人が資力がありながら故意に償還を行わない場合
- (7) 第 2 から第 6 による対応の結果、行方不明、資力が不明等のため、最終整理以外に債権の回収が困難と認められる場合

2 一時償還の請求方法

- (1) 一時償還が必要と判断し、約定償還日の到来していない債権がある場合は、期限の利益喪失の意思表示として、借受者及び連帯保証人の償還期限の利益を失わせ、直ちに債権回収に着手するため、貸付規則第 1 2 条に基づき全額一時償還の請求を行う。
- (2) 一時償還の請求は、借受者（様式第 7 号）及び連帯保証人（様式第 8 号）に対して配達証明付内容証明郵便その他特殊郵便で行うものとする。

第 6 法的手段による回収（強制執行）

法的手段により債権の回収を図るためには、債務名義及び執行文の付与（執行法第 2 2 条、第 2 6 条）が必要となることから、県主務課は、次により債権の保全及び回収の法手続を行うものとする。この場合において、必要があれば弁護士等有識者の協力を得るものとする。

1 事前準備

(1) 回収計画の策定

第 3 の 4 の調査に基づき、借受者及び連帯保証人の財産を評価し、仮差し押さえの必要性の有無や資産処分 of 具体的方法並びにスケジュールについて、回収計画を策定するものとする。

(2) 関係書類の整備

農業改良資金の貸付及び償還の関係書類、調査状況書類その他関係書類を整備しておくものとする。

2 仮差押え手続き

- (1) 第 5 の 2 の全額一時償還の請求を行ってもなお借受者又は連帯保証人が償還しない場合は、仮差押えの申立を行うものとする（保全法第 1 3 条、第 2 0 条）。ただし、借受者及び連帯保証人の財産状況等により不相当と認められる場合（財産の過剰差押え等）は、この限りでない。
- (2) 仮差押え申立ての相手方である借受者又は連帯保証人から保全異議申立が行われた場合は、訴えの提起を要し（保全法第 3 7 条）、議会の議決事件（地自法第 9 6 条）に該当する。
- (3) (2) の訴えの提起を行わなかった場合は、借受者又は連帯保証人からの申立により、仮差押え命令は取り消され（保全法第 3 7 条）、それとともに時効中断の効力もさかのぼって失われる（民法第 1 5 0 条）。

3 支払督促手続き

- (1) 第 5 の 2 の全額一時償還の請求を行っても、なお借受者又は連帯保証人が償還しない場合で、支払督促が債権回収の有効な手段と認められる場合は、支払督促の申立てを行う（民訴法第 3 8 3 条）。
- (2) (1) に対して借受者又は連帯保証人から異議の申立てが行われた場合は、訴訟手

続きを行うものとする。

- (3) 借受者又は連帯保証人から2週間以内に異議の申立てが行われない場合は、異議申立期間経過後30日以内に仮執行宣言を申し立てる(民訴法第391条第1項)
- (4) (3)の仮執行の申立てを行わなかった場合は、支払督促は効力を失い(民訴法第392条)、それとともに時効中断の効力もさかのぼって失われる(民法第150条)。
- (5) 仮執行宣言付支払督促が送達された後、借受者又は連帯保証人から異議の申立てが行われた場合は、訴訟手続きを行うものとする。
- (6) (5)に対して異議の申立てが行われなかった場合、仮執行宣言付支払督促が確定(民訴法第396条)し、4の強制執行手続きを行うものとする。
- (7) 議会の議決

前記(2)及び(5)により異議申立が行われた場合は、通常の訴訟手続に移行し議会の議決事件に該当する。(民訴法第395条、地自法第96条)

4 強制執行手続き

仮執行宣言付支払督促が送達されてもなお借受者又は連帯保証人が償還しないときは、速やかに財産の強制執行の申立てを行うものとする(執行法第2条)。

第7 徴収停止

債権の保全及び取立てをしないことができる場合は次のとおりであるが、徴収金納付義務の消滅効果はないものである。

(1) 徴収停止の要件

地自令第171条の5の規定により、貸付金債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、次のいずれかの場合に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。(第1号)

イ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。(第2号)

ウ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。(第3号)

(2) 徴収停止の手続き

徴収停止の手続きは、自治令第171条の5各号のいずれかに該当する理由、その措置を採ることが債権の管理上必要であると認める理由、業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を記載した書類を作成するものとする。(県財務規則第239条)

(3) 留意事項

ア 徴収停止は県内部の決定に過ぎず、債務者に徴収停止をした旨の通知を行う必要はなく、債務者が任意に債務を履行する場合などはこれを受領しなければならない。

イ 適用に当たっては、借受者のみではなく連帯保証人についても徴収停止の要件に該当する必要がある。

第8 支払猶予

- 1 県主務課は、法第10条に規定する理由により、償還が困難な者については、支払猶予とすることができる。
- 2 前記1の事務処理は、貸付規則及び制度運営要領に定める手続きにより行う。
- 3 支払猶予後、その支払猶予に係る償還金の納入期限を超過し、なお、償還されない場合には、第2以下の規定により処理するものとする。

第9 免除

県主務課は、支払猶予が認められた後、地自令第171条の7の要件に該当した場合には、免除をすることができる。

(1) 免除の手続きは、次の規定によることとする。

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため地自令第171条の6の規定により履行延期の特約を行った貸付金債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約を行った場合(地自令第171条の6第2項)には、最初に特約を行った日)より10年を経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することがないと認められるときは、地自令第171条の7の規定により、貸付金債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

イ 免除をする場合には議会の議決は不要である(地自令第171条の7第3項)。

ウ 免除の措置を行う場合は、県財務規則第243条の規定により行うものとする。

(2) 適用に当たっては、借受者のみでなく連帯保証人についてもこの要件に該当する必要があること、並びに他の借受者及び他の制度資金の運用に多大の影響を及ぼす恐れのあることから、慎重な判断を行うこと。

第10 債権放棄

県主務課は、第2から第6に定める規定により債権の保全及び回収を行ってもなお償還されない場合及び第7の規定により徴収停止した場合には、債権を放棄することができるものとする。ただし、議会の議決事件に該当する。(地自法第96条第1項第10号)

第11 時効

貸付債権の消滅時効は、10年(民法第167条)であるが、借受者又は連帯保証人が有限会社その他の商人の場合は、5年(商法第522条)であることから、債権が時効により消滅することのないよう、時効の中断(民法第147条)を行うものとする。ただし、借受者又は連帯保証人が時効を援用するまでの間は債権は消滅しない(民法第145条)。

第12 不納欠損

県主務課は、第9の免除、第10の債権放棄及び第11の時効等により債権が消滅した

ときは、県財務規則第245条に基づき不納欠損の処分を行うものとする。

(1) 不納欠損の手続き

不納欠損処理とは、歳入決算において既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合、これを不納欠損額として表示することをいう。不納欠損処理は、法令又は条例の定めによって、県の債権が消滅したときその債権額を表示して整理するものであり、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきものとする。

(2) 不能欠損の具体例

不能欠損処理をしなければならないとされる主な場合は次のとおりである

ア 地自令171条の7の規定により免除を行ったとき。

イ 債務者が破産し、免責決定されたとき。

 a 破産法第366条の12「免責の効力」

 b 会社更生法第204条「更生債権等の免責」

 c 民事再生法第178条「再生債権の免責」

ウ 地自法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄の議決があったとき。

権利の放棄ができる事項については、具体的には地自令171条の5（徴収停止）の各号に掲げる事項を参考とするものとする。

エ 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき（民法第145条）。

なお、時効が完成したものの債務者がその援用をしない場合（行方不明等を含む）は、不納欠損を行うためには、議会の議決による権利の放棄が必要である。

(3) 留意事項

不納欠損処理は県の債権を最終的に消滅させることから、処理を行うに当たっては慎重な態度が求められるが、その運用に当たっては次のことに留意するものとする。

ア 不納欠損処理の要件（上記アからエまで）の存否についての調査を十分行い、不納欠損処理決定前の点検に万全を期すものとする。

イ 不納欠損処理は、県財務規則第245条の規定により行うものとする。

(4) 必要書類

不納欠損処理に当たって必要な書類は次のとおりとするものとする。

ア 「延滞債権管理簿」の写し

イ 延滞先の概要

ウ 貸付関係資料

エ 公簿上財産の有無等についての官公署調査結果

オ 当該事案の償還（回収）状況

カ 延滞発生後の経過

キ その他当該事案についての特有事項

ク 不納欠損事由に当たることを証する書類

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

農業改良資金延滞者一覧表【平成 年 月 日約定償還分】

群馬県農政部農業構造政策課長 あて

_____ 農業協同組合

<単位:円>

納入通知書番号	貸付決定番号	住所	氏名	農協名	約定償還額	償還額()	備考
計							

約定償還額のうち一部償還があった場合に記入する。

農業改良資金延滞債権管理簿

債務者氏名		住所		
連帯保証人氏名		住所		
連帯保証人氏名		住所		
連帯保証人氏名		住所		
取扱農協名		借入資金名		
貸付年度		貸付決定番号		貸付額
償還開始年度		償還終了年度		

延滞発生日		延滞発生原因		
(20日以内)督促状送付		督促状 指定期限		
面談調査日		状況		
(3ヶ月後)督促状送付		督促状 指定期限		
連帯保証人への弁済請求予告				
(6ヶ月後)督促状送付		督促状 指定期限		
連帯保証人への弁済請求				
実地(現況)調査日		状況		

【入金状況】

償還残高	延滞期間	延滞日数	償還済額	違約金額	備考

債務者の資産又は財務状況に係る事項

農業改良資金借受者 あて

群馬県知事



農業改良資金延滞元金及び延滞違約金について（督促）

このことにつきましては、既にご通知申し上げておりますが、いまだに納入されてお
りません。

延滞元金については、延滞発生日から納入の日まで年12.25%の割合で計算した違
約金が加算されますので、下記延滞元金及び違約金を速やかにご返済下さい。

また、下記指定期限を経過してなお納入のない場合又は納入の約束のない場合には、連
帯保証人に対し貴方の延滞の状況を連絡し、請求することになりますので申し添えます。

なお、この督促状の到着前に納入済の場合は、行き違いと思われまますので御了承下さい。

記

平成 年 月 日現在

資 金 名		資 金			
種 類 名					
延 滞 額	延滞元金		円		
	違 約 金		円		
	計		円		
内 訳	貸付決定番号	約定払込期日	延滞元金	違約金	合計
指 定 期 日		平成 年 月 日			

連帯保証人 あて

群馬県知事



農業改良資金の借受者の延滞について（通知）

当県が貴方の連帯保証のもと 氏に対してお貸しした下記の農業改良資金の約定償還日の到来したものについて、同氏から償還をいただいております。

については、同氏の償還金の延滞がこのまま継続するときは、連帯保証人である貴方に済の請求をすることになりますのであらかじめお知らせします。

記

平成 年 月 日現在

1 あなたが連帯保証をされた債務

(1) 主たる債務者（住所・氏名）

(2) 主たる債務

資金名
貸付額
貸付残高

資金（ 年 月 日貸付決定）
円
円

2 同資金の延滞状況

延滞額	延滞元金		円		
	違約金		円		
	計		円		
内訳	貸付決定番号	約定払込期日	延滞元金	違約金	合計

3 主たる債務者が償還しない場合にあなたに弁済を請求することとなる額

(1) 延滞元金 円

(2) 違約金 円

違約金とは、延滞元金に対して約定償還日の翌日から償還の日まで年12.25%の割合で計算した額。

様式第5号

督 促 状

当県は、貴殿に対し平成 年 月 日付け農業改良資金借用証書（以下「契約書」という。）に基づき、金 円（元金残高 円）の融資をしておりますが、平成 年 月 日期の日の延滞発生以来、本日に至っても延滞金のご入金がありません。

つきましては、平成 年 月 日までに下記の延滞金及び延滞違約金を相違なくお支払い下さい。

(1) なお、前記指定日までにお支払いがない場合は契約書特約条項第1条第 項の規定により、借入金の全債務について一切の期限の利益を喪失せざるを得なくなりしますのでお含みおき下さい。

(2) なお、前記指定日までにお支払いがない場合には、法的手続きに移行せざるを得なくなりしますのでお含みおき下さい。

記

延滞額明細 平成 年 月 日現在

延滞元金 金 円

延滞違約金 金 円

延滞違約金は延滞元金に対し延滞発生日からお支払い当日まで年12.25%の割合で算出した金額となります。

平成 年 月 日

通知人 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 (印)

被通知人（借受者住所）
（借受者氏名）様

注：最終償還が延滞の場合は1を適用せず2を適用する。

様式第6号

請 求 書

当県が貴殿の連帯保証のもと
殿に対し平成 年 月 日付け農
業改良資金借用証書（以下「契約書」とい
う。）に基づき、金 円（元金
残高 円）の融資をしておりました
が、平成 年 月 日付けの延滞
発生以来、本日に至っても延滞金のご入金
がありません。

つきましては、契約書第 条に基づき、
連帯保証人である貴殿に対し平成 年
月 日までに下記の延滞金及び延
滞違約金を相違なくお支払い下さるよう
請求致します。

(1) なお、前記指定日までにお支払いが
ない場合は契約書特約条項第1条第
項の規定により、借入金の全債務について
一切の期限の利益を喪失せざるを得なく
なりますのでお含みおき下さい。

(2) なお、前記指定日までにお支払いが
ない場合には、法的手続きに移行せざるを
得なくなりしますのでお含みおき下さい。

記

延滞額明細平成 年 月 日現在
延滞元金 金 円
延滞違約金 金 円
延滞違約金は延滞元金に対し延滞発生
日からお支払い当日まで年12.25%の
割合で算出した金額となります。

平成 年 月 日
通知人 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 (印)
被通知人（連帯保証人住所）
（連帯保証人氏名）様

注：最終償還が延滞の場合は1を適用せず2を適用する。

様式第7号

通 知 書

当 県 は、貴 殿 に 対 し 平 成 年 月 日 付 け 農 業 改 良 資 金 借 用 証 書 (以 下 「 契 約 書 」 と い う 。) に 基 づ き、金 円 (元 金 残 高 円) の 融 資 を し て お り ま し た が、平 成 年 月 日 期 日 の 延 滞 発 生 以 来、本 日 に 至 っ て も 延 滞 金 の ご 入 金 が あ り ま せ ん。 つ き ま し て は、下 記 延 滞 金 全 額 を 平 成 年 月 日 ま で に お 支 払 い 下 さ い。 な お、指 定 期 限 ま で に 返 済 さ れ な い と き は 契 約 書 特 約 条 項 第 1 条 第 項 の 規 定 に よ り、借 入 金 の 全 債 務 に つ い て 一 切 の 期 限 の 利 益 を 喪 失 い た し ま す。 期 限 の 利 益 喪 失 後 は 法 的 手 続 き に 移 行 せ ざ る を 得 な く な り ま す の で お 含 み お き 下 さ い。

記

延 滞 額 明 細 平 成 年 月 日 現 在
延 滞 元 金 金 円
延 滞 違 約 金 金 円
延 滞 違 約 金 は 延 滞 元 金 に 対 し 延 滞 発 生 日 か ら お 支 払 い 当 日 ま で 年 1 2 . 2 5 % の 割 合 で 算 出 し た 金 額 と な り ま す。

平 成 年 月 日
通 知 人 前 橋 市 大 手 町 一 丁 目 1 番 1 号
群 馬 県 知 事 印
被 通 知 人 (借 受 者 住 所)
(借 受 者 氏 名) 様

様式第8号

通 知 書

当 県 が 貴 殿 の 連 帯 保 証 の も と
殿 に 対 し 平 成 年 月 日 付 け 農
業 改 良 資 金 借 用 証 書 (以 下 「 契 約 書 」 と い
う 。) に 基 づ き 、 金 円 (元 金
残 高 円) の 融 資 を し て お り ま し
た が 、 平 成 年 月 日 期 日 の 延 滞
発 生 以 来 、 本 日 に 至 っ て も 延 滞 金 の ご 入 金
が あ り ま せ ン 。

つ き ま し て は 、 下 記 延 滞 金 全 額 を 平 成
年 月 日 ま で に お 支 払 い 下 さ い 。
な お 、 指 定 期 限 ま で に 返 済 さ れ な い と き
は 契 約 書 特 約 条 項 第 1 条 第 項 の 規 定
に よ り 、 借 入 金 の 全 債 務 に つ い て 一 切 の 期
限 の 利 益 を 喪 失 い た し ま す 。
期 限 の 利 益 喪 失 後 は 法 的 手 続 き に 移 行
せ ざ る を 得 な く な り ま す の で お 含 み お き
下 さ い 。

記

延 滞 額 明 細 平 成 年 月 日 現
在
延 滞 元 金 金 円
延 滞 違 約 金 金 円
延 滞 違 約 金 は 延 滞 元 金 に 対 し 延 滞 発 生
日 か ら お 支 払 い 当 日 ま で 年 1 2 . 2 5 % の
割 合 で 算 出 し た 金 額 と な り ま す 。

平 成 年 月 日
通 知 人 前 橋 市 大 手 町 一 丁 目 1 番 1 号
群 馬 県 知 事 (印)
被 通 知 人 (連 帯 保 証 人 住 所)
(連 帯 保 証 人 氏 名) 様

